



生計困難な方(世帯)を
対象に無料低額診療事業を
実施しています。

生活協同組合ヘルスコープおおさかは
社会福祉法2条3項の規定に基づき
生活に困窮し、医療費の支払いが困難な方を対象として
医療費の減額、免除を行う制度を
2013年1月より開始しました。
地域における貧困や経済格差の進行する中
必要な医療を受けることのできない人が増えています。
「いつでも、どこでも、だれでも、親切でよい医療を」
「いのちの平等」を挙げてきた
生活協同組合ヘルスコープおおさかは個室であっても
「差額ベッド代」を徴収せずに運営してきました。
さらに「無料低額診療事業」を行うことで
経済的な心配をすることなく
安心して必要な医療を受ける権利をよりいっそう
追求していきます。

事業を実施している事業所

cope_おおさか病院・歯科	06-6914-1100
うえに生協診療所	06-4304-3120
いまと診療所	06-6971-8054
城東診療所	06-6931-0779
蒲生厚生診療所	06-6931-3807
のえ生協診療所	06-6931-6213
まったく生協診療所	06-6911-3195
今津生協診療所	06-6969-6333
あかがわ生協診療所	06-6921-3008
田島診療所・歯科	06-6711-3711
生協森ノ宮歯科	06-6975-0841

ご相談はお電話ください
070-5570-1471
受付時間10時～17時



無料低額診療事業のご案内

医療費でお困りの場合は
ご相談ください



Q どんな時に利用できるの？

A 金銭的な理由で受診できない方
受診回数を減らしている方が対象です



- 病気や障害、失業などによって一時的に収入がなく、医療費の支払いが困難
- 年金生活だけでは生活がままならず医療費の支払いが困難
- ホームレスの人が健康を害して苦しんでいるのを見た
- 医療費が払えないと治療を受けず悩んでいる人から相談を受けた

お近くに困っている方がおられたら
ぜひご相談ください。



Q どうすれば利用できるの？

A ご相談はお電話ください
070-5570-1471
受付時間10時～17時

担当職員が説明・サポート
生活困難者が必要な診療を受けられるように
相談、サポートいたします。

手続完了 健康と生活のサポート

この制度は生活状況が改善されるまでの一定期間、利用していただくものです。
生活が安定されるように
その他公的制度などの活用も
ご相談させていただきます。



制度利用の基準について

申請について

申請には所得、収入がわかるもの（預金通帳や年金通知書など）
および印鑑が必要です。

対象となる方

医療費の支払いが経済的な理由により困難な方です。

実施内容

全額免除

1ヶ月の収入がおおむね
生活保護基準の130%以内

半額免除

1ヶ月の収入がおおむね
生活保護基準の150%以内

減免基準

病院・診療所での
外来医療費一部負担相当分
(保険証を持たない方はご相談ください)

減免範囲

1回の申請につき6ヶ月を限度とします。

減免期間